

第4章 総社市は障がい者の「自立」に責任をもちます

第4章 総社市は障がい者の「自立」に責任をもちます

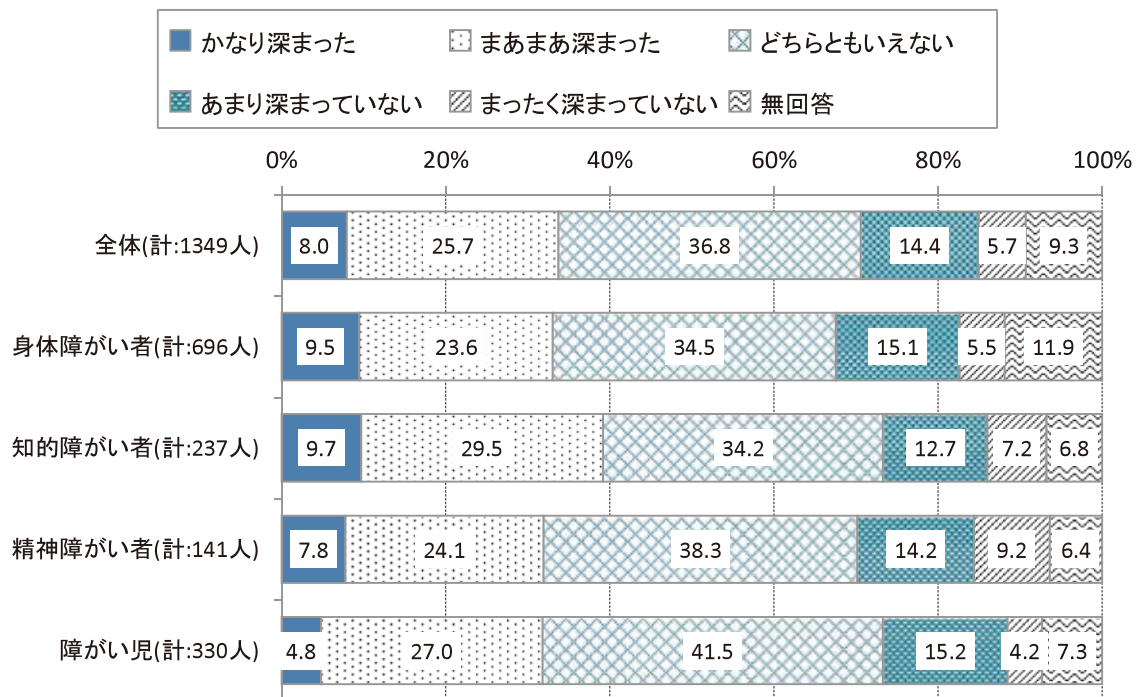
1. 障がいに対する理解と交流の促進

障がいのある人、ない人にかかわらず誰もが安心して暮らせる社会をつくるには、市民一人ひとりが障がいや障がいのある方に対する理解を深める必要があります。

実態調査の結果を見ると、市全体で障がいへの理解が深まっていると感じている人の割合は33.7%に留まっており、逆に、理解が深まっていないと感じている人の割合は20.1%となっていることが分かります。

特に精神障がい者は、理解が深まっていないと考えている人の割合が23.4%となっており、約4人に1人は障がいに対する理解に対し厳しい評価をしていることが分かります。

図表 22 市全体で障がいへの理解が深まっていると感じるか

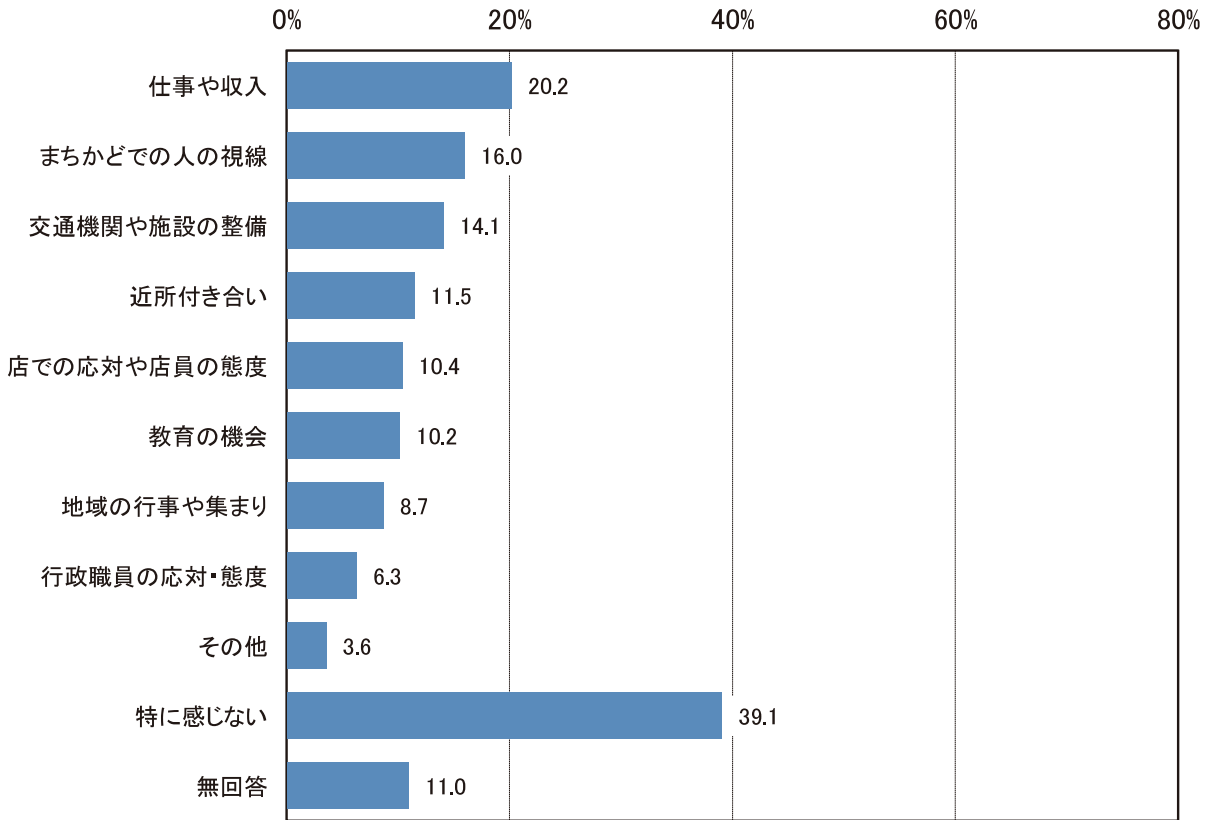


具体的には、「仕事や収入」(20.2%)、「まちかどでの人の視線」(16.0%)「交通機関や施設の整備」(14.1%)などで障がい者への差別や偏見があると感じるとの回答が多いことが分かります。

障がいや障がいのある方に対する誤った認識は誤解や偏見を生み、障がいのある方の自立や就労、社会参加等を行う上での大きな阻害要因となることから、市民の障がいや障がいのある方に対する差別や偏見といった心のバリアを取り除くことが重要となってきます。

今後においても、市の広報紙や啓発用ポスター、行事等を通して幅広い啓発・広報活動を粘り強く行うとともに、表面的な啓発に終わるのではなく、障がいのある人とのふれあいを通じて、障がいや障がいのある人の理解を深める取組を継続的に実施していきます。

図表 23 どのようなときに、障がい者への差別や偏見があると感じるか



計: 1,349人

(1) 障がい者への理解と差別解消の促進

施策名	内容
あらゆる機会を通じた障がい者への理解の啓発	障がい者千五百人雇用委員会の状況及び市や総社市社会福祉協議会の主催する障がい関係の講座等について、市ホームページやSNSの活用、「広報そうじゃ」及び「社協だより」に記事を掲載したりマスメディアに記事を発信したりすることによって、市民が障がいや障がいのある人に対する理解を深められるよう情報発信するとともに啓発に努めます。
「障がい者週間」等の周知及び活用	障がい者週間を周知するとともに、障がい福祉フォーラム（ハートフルそうじゃ）など、障がい者だけでなく、市民全体で参加できるような行事が実施できるよう努めていきます。

施策名	内容
「人権週間」,「障害者雇用支援月間」,「精神保健福祉普及運動」等の啓発・広報	12月の「人権週間」, 9月の「障害者雇用支援月間」, 10月の「精神保健福祉普及運動」などのあらゆる機会を活用し, 福祉関係団体との連携により各種関連行事等を実施し, 重点的な啓発・広報に努めます。
交流行事等の推進	障がいのある・なしに関わらず, すべての人の相互の助け合いや交流の輪を広げ, 地域住民の「心のバリア」を取り除くため, 交流事業等を積極的に推進し, 住民参加による住みよい福祉のまちづくりに努めます。
精神障がいに対する理解の促進	精神障がい者に対する誤解や偏見を是正し, その社会復帰を推進するため, 市民や企業に対して精神障がい者に対する正しい知識の普及に努めるとともに, 精神障がい者と市民や企業との交流を図ります。
認知症に対する理解の促進	認知症に対する正しい理解の普及に努めるとともに, 地域において生活支援などの支え合いができるよう体制の整備を図ります。
障がい者に対する虐待防止	障がい者に対する虐待や差別について, 障害者虐待防止法に基づく「市町村障害者虐待防止センター(総社市役所保健福祉部福祉課障がい福祉係内)」により, 発見時において速やかに対応していくとともに, その防止策を関係機関と連携し取り組みます。
地域住民・障がい者相互の意識の改革	障がい者の社会参加を進めるため, 地域住民の理解と協力を求めるよう啓発を行います。また, 障がい者や障がい者団体との意見交換を行い, 問題点の把握に努めるとともに, 障がい者の社会参加意識を高めるよう努めます。
障がい者団体等の育成・支援	現在, 当事者団体や家族会では, 会員の減少や高齢化のため, 会の存続が難しい団体が増えていますが, 同じ問題や悩みを抱える者同士の組織化は孤立を防ぎ主体性を育むことから, 参加を希望されている方へ情報の周知を行うとともに, 障がい者及び家族会の組織の充実を図り, その活動を支援していきます。

(2) 福祉教育の充実

施策名	内容
幼児期における福祉教育	発達障がいと診断される幼児が増加傾向にあることから、保育所や幼稚園の保育・教育方針の中に、障がいのある子どもと交流し、ふれあいを深めることができる活動を掲げ、福祉教育の充実に努めます。
学校教育における福祉教育	学校教育の場で、人権教育をもとに障がいのある子どもに関する福祉教育が推進されるよう努めるとともに、社会福祉学習支援事業の周知・活用により、障がいへの理解を深める機会の充実に努め、地域でのボランティア活動等に生かされるよう努めます。
家庭、学校、地域社会、企業との連携促進	家庭、学校、地域社会、企業との連携を深め、職業教育の拡充を図ります。
学校間や地域社会との様々な交流活動の促進	学校間や地域社会との様々な交流活動を行い、相互理解や思いやりの心を育てます。
地域住民を対象とした福祉教育と人材育成	障がいに対する地域住民の理解を深めることのできる講座の実施などを通じて、高齢者や障がい者を含め、すべての市民が地域の中で支え合いながらともに生きることができる地域社会を目指し人材育成に努めます。
障がい者に関する市職員研修の充実	市職員に対する障がい者理解などの研修を行うとともに、階層別研修での啓発の充実に努めます。

(3) 精神障がい者の社会参加

施策名	内容
心の健康づくりへの参加促進	研修会のPRや健康づくり団体等の精神保健福祉講座の開催を促進し、年齢に伴う各段階に応じた心の健康づくりへの参加促進を図ります。
地域の人々との交流促進	精神障がい者と地域住民が交流できるイベント等のPRおよび参加を促進します。

(4) ボランティア活動の振興

施策名	内容
ボランティアの養成と支援	計画的に養成講座を実施するなど、単にボランティア養成講座に参加してもらうだけではなく、その後も受講者が継続して自主的に活動に参加できるような支援体制の構築に努めます。
ボランティア・ネットワークの構築	広報紙やあらゆる機会を通じて、ボランティア活動への参加を市民に呼びかけていくほか、市内には、岡山県立大学、隣接市には川崎医療福祉大学、吉備国際大学等もあることから、学生を中心とした組織を創ることも含め検討し、幅広いに世代にわたるボランティア・ネットワークの構築を目指します。
ボランティア活動の振興	社会福祉協議会と連携し、各分野で取り組まれているボランティア活動の内容やボランティア団体などに関する現況把握を行うとともに、情報の提供を進め、市民のボランティア活動への参加機会の拡充を図ります。



2. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

障がいに関因する困りごとや不安、悩みは、その障がいのある本人や家族以外にはなかなか理解してもらえないという現実があります。

実態調査の結果では、悩みや困ったことがあった場合の主な相談先として「家族・友人・知人」(81.3%)を挙げた障がい者が圧倒的となっています。

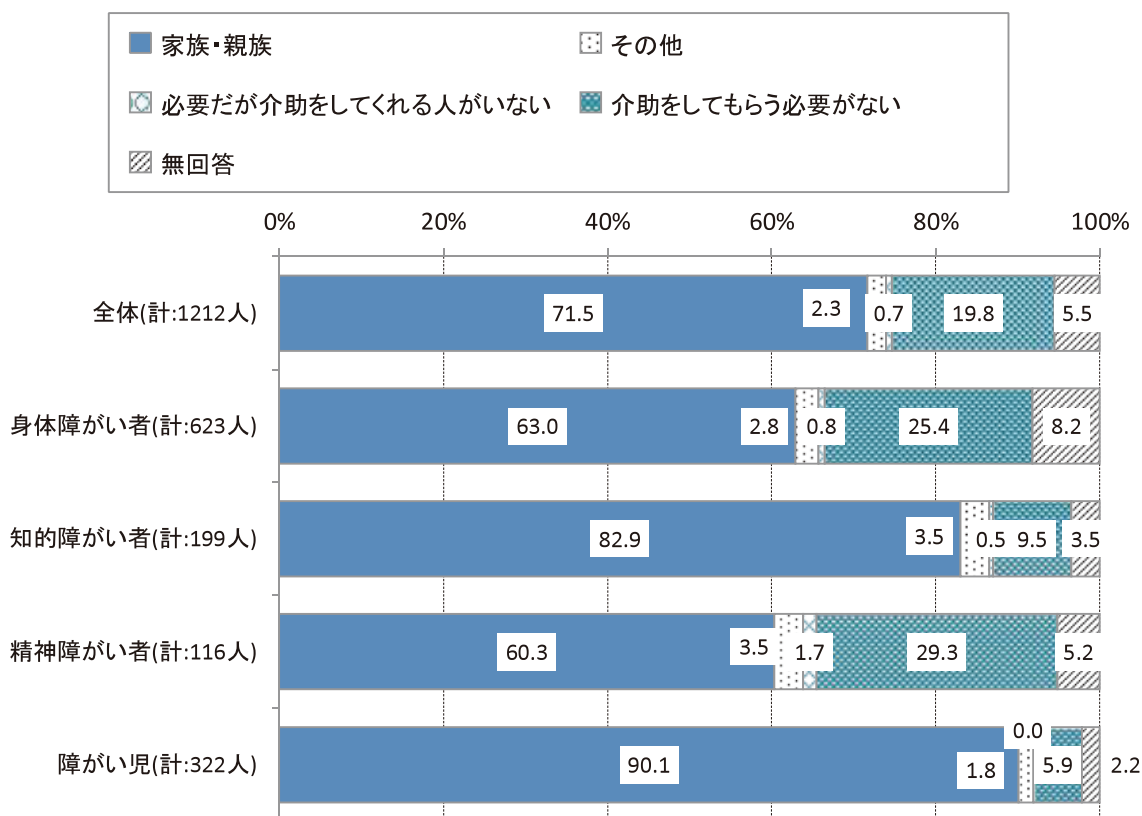
一方、相対的に、公的な相談窓口等を挙げる障がい者は少なく、相談したくてもできない、あるいは、相談する窓口を知らないことも考えられます。

介助が必要である障がい者に主な介助者を尋ねたところ、家族・親族を挙げた人は71.5%となっており、障がい者の介助は家族や親族に大きく依存している実態が分かります。

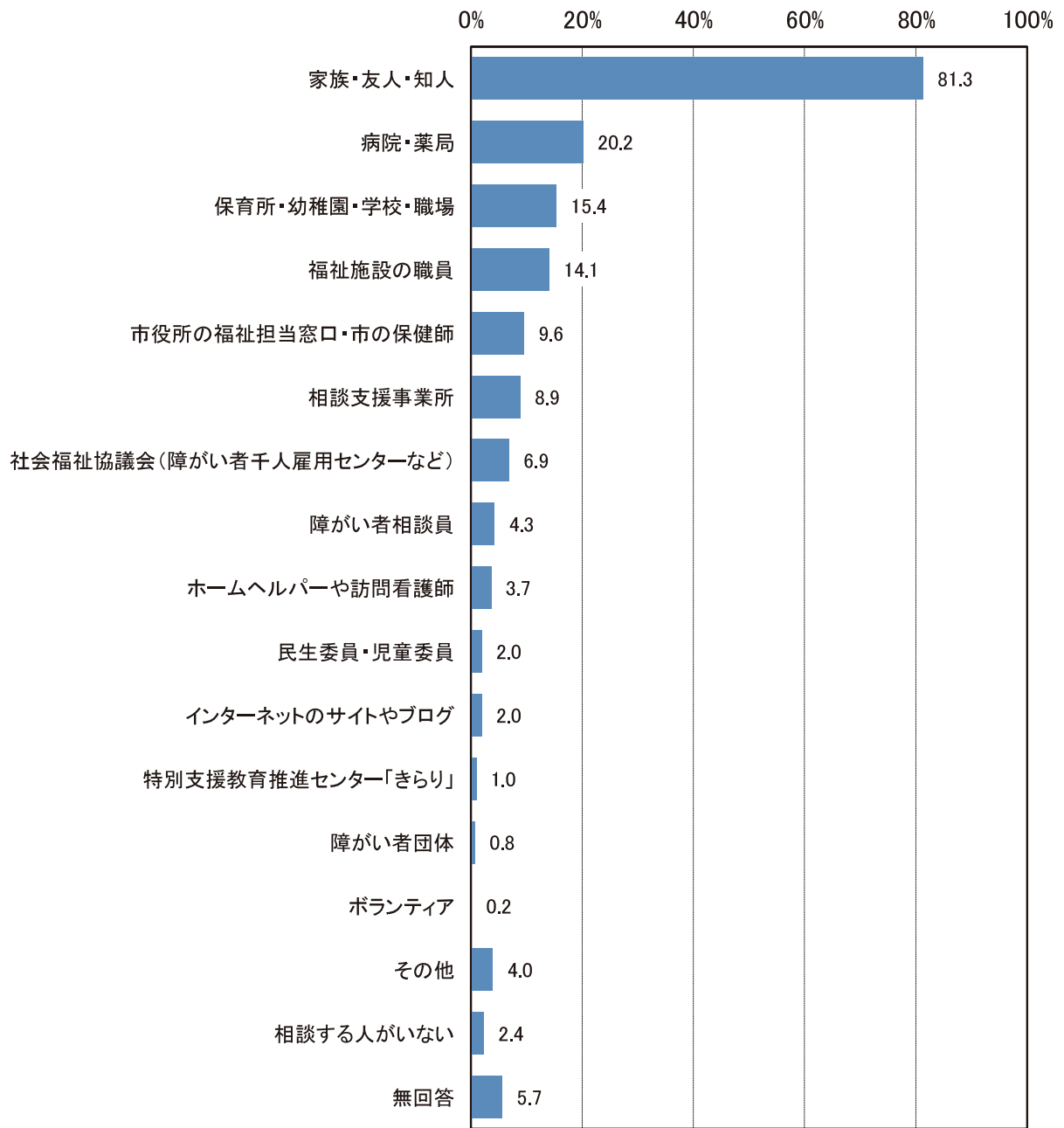
今後、介護者が高齢となることで介護負担がこれまで以上に増大してしまったり、家族との死別等で介護する人がいなくなったりする事案も増加してくることが考えられます。

介助者が困っていることとして最も多く挙げられたのが「自分自身の健康が不安」(31.7%)であることから、障がい者を介助する責任を感じながら暮らしている介助者の将来に対する不安感の大きさが見て取れます。

図表 24 主な介助者



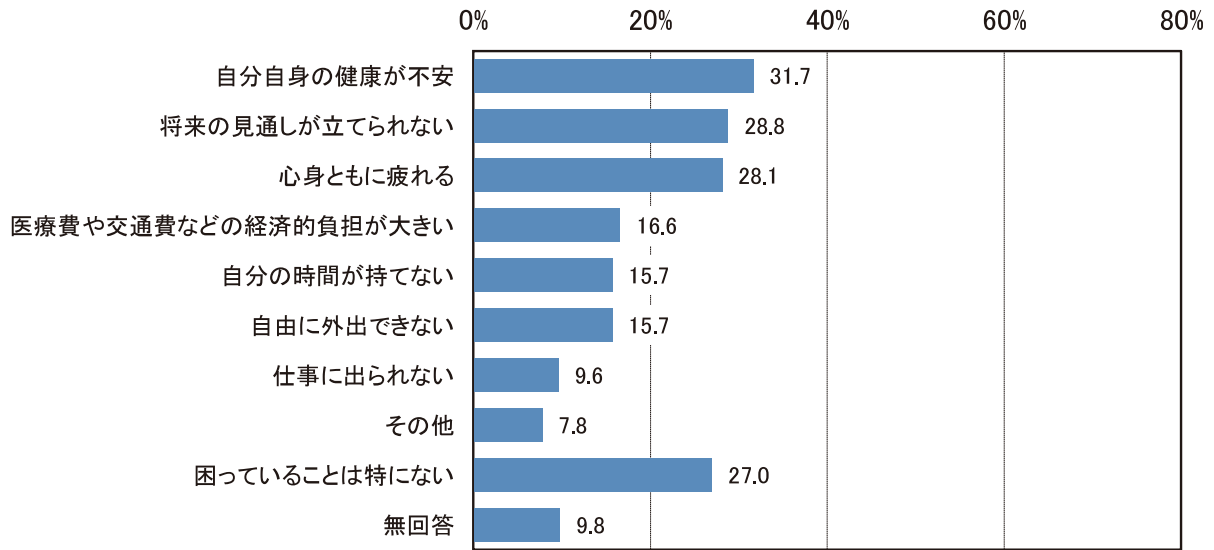
図表 25 困った時などに相談する先



計: 1,349人

第4章 総社市は障がい者の「自立」に責任をもちます

図表 26 介助者が困っていること



計:868人

(1) 意思決定支援の推進

施策名	内容
成年後見制度等の周知と利用促進	判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるよう、利用の促進を図るとともに、日常生活自立支援事業や、成年後見制度の周知と利用促進に努めます。
手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣、設置等による支援	障がいがあるために意思疎通に支障がある人に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣、設置等による支援を行います。
手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳奉仕員等の養成研修等の実施	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳奉仕員等の養成研修等の実施により、人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援を充実させります。
情報やコミュニケーションに関する支援機器の利用支援	情報やコミュニケーションに関する支援機器の周知を図るとともに、機器を必要とする障がい者に対する給付、利用の支援等を行います。
絵記号等の普及及び利用の促進	意思疎通に困難を抱える人が自分の意志や要求を的確に伝え、正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及及び利用の促進を図ります。

(2) 相談支援体制の構築

施策名	内容
相談支援体制の充実	行政・民間，あるいは障がい児・障がい者といった枠に捉われず，基幹相談支援センターが現状以上にワンストップの相談窓口としての役割を果たすべく拡充し，市民のニーズに応じた相談支援体制の充実を図っていきます。
利用者本位の相談支援の実施	相談支援事業者を中心にケース会議を開催し，各事業者等と連携し，福祉サービスの利用援助や日常生活全般の相談への対応や，専門機関への紹介など，利用者本位の相談支援の実施を図ります。
地域自立支援協議会と各機関との連携と相談支援体制の強化	地域包括ケア会議，要保護児童対策地域協議会等と連携し，高齢者や子どもを含む全ての住民へ支援できる仕組みとなることを目指します。今後も地域自立支援協議会を通じて各相談機関との連携を図り，相談支援体制の強化を図ります。
情報の収集，提供の充実	必要な人が制度やサービスを利用することができるよう，障がい者に対する施策や制度についての周知を図ります。
サービスの周知	地域生活支援事業におけるコミュニケーション支援事業や点字・声の広報等発行事業の必要量の確保を図るとともに，それらのサービスの周知を図ります。
個別対応の実施	障がい者基幹相談支援センターでは，必要のある場合には個別に訪問するなど，真に障害者の立場に立った相談支援の実施に努めます。

(3) 在宅サービスの充実

施策名	内容
訪問系サービスの充実	居宅介護をはじめとする訪問系サービスの質・量の確保に努めます。
日中活動系サービスの充実	障がい者が日中利用することのできる生活介護や自立訓練，障がい児通所，短期入所等の場の確保に努めます。また，就労支援を強化するため，就労移行支援事業所や就労継続支援事業所などと連携を図ります。
居住系サービスの充実	自立した生活を希望する人や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため，共同生活援助（グループホーム）の必要量の確保に努めます。また，施設内でのサービスの充実に努め，施設利用者の生活の質の向上を促します。さらに，施設の持つ機能を活かし，日中活動事業の拠点となるよう，施設と一層の連携を図ります。
地域生活支援事業の充実	障がい者の社会参加を促進するため，自動車運転免許取得・改造費助成事業への助成を行います。また，コミュニケーション支援として，手話通訳者や要約筆記者の派遣事業を継続して実施します。移動支援事業については，余暇活動や社会参加への支援を充実させます。その他に，地域活動支援センター事業，日常生活用具給付等事業，手話通訳者の配置，手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成講座の実施，日中一時支援事業，成年後見利用支援事業，訪問入浴サービス，福祉ホーム事業などを実施します。
多様な福祉サービス供給組織との連携	総社市社会福祉協議会，ボランティア団体，市民団体等多様な組織の育成，支援を図るとともに連携強化を行い，福祉サービスの充実向上に努めます。

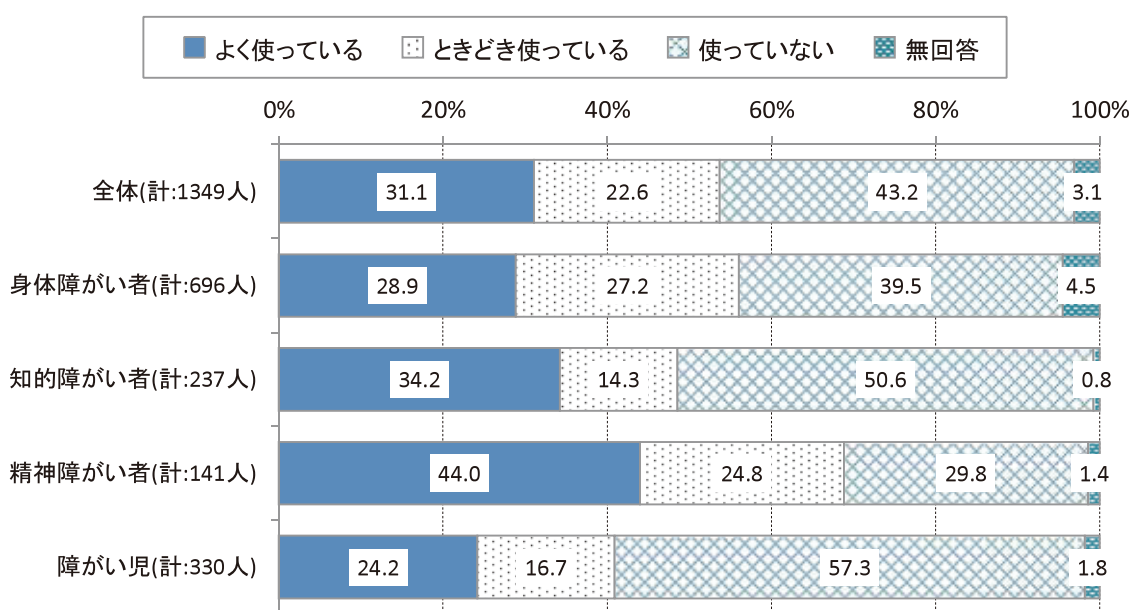
(4) 障がいのある子どもに対する支援の充実

施策名	内容
障がいのある子ども等を取り巻くネットワーク機能の充実	児童発達支援センター，児童発達支援事業所，学校・保育所・幼稚園，地域子育て支援拠点と療育専門家との関わりをさらに深め，発達に課題のある子どもや心理的つまずきのある子どもを取り巻くネットワークの機能を充実させていきます。
児童発達支援の充実	児童発達支援センター等が連携を図り，適切なサービスが，できる限り身近な場所で受けられるよう，児童発達支援体制の一層の充実を図ります。
放課後や長期休暇時における児童・生徒等への支援体制の強化	就学後も引き続き専門的な支援が受けられるよう，放課後等デイサービスの整備及び，質の充実を図ります。また，保護者の育児負担の軽減，就労支援策として日中一時支援での障がい児の預かりを行います。

3. 情報アクセシビリティの向上

行動の制約を伴う障がい者にとって、ホームページや電子メールは非常に有効な情報収集・コミュニケーションの手段となっています。障がいのある人が必要な情報を主体的に選択するとともに、自ら情報発信することで、自立生活や社会参加の可能性を広げることができます。実態調査の結果では、携帯電話やメール、インターネットの利用状況は約半数(53.7%)となっていますが、障がい種別にみると、知的障がい者は48.5%と、身体障がい者(56.1%)、精神障がい者(68.8%)と比べてやや利用率が低い傾向にあることが分かります。

図表 27 携帯電話やメール，インターネットの利用状況



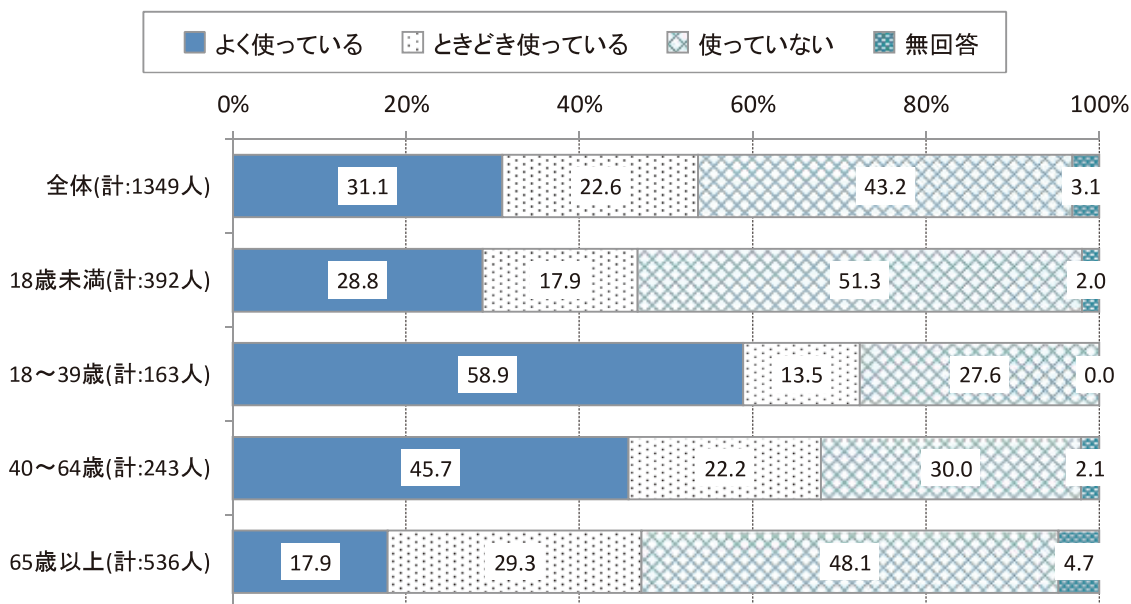
年齢別にみると、65歳以上の利用率は47.2%となっており、18～39歳(72.4%)、40～64歳(67.9%)と比べて利用率が低いことが分かります。特に、「よく使っている」と回答した人の割合は、65歳以上では17.9%となっており、18～39歳(58.9%)と比較して約3割に留まっています。

このように、健常者と障がい者の間だけではなく、障がい種別や年齢等によっても、情報格差(デジタル・ディバイド)が生じている現状が分かります。すべての障がい者が等しく情報にアクセスできるよう、配慮する必要があります。

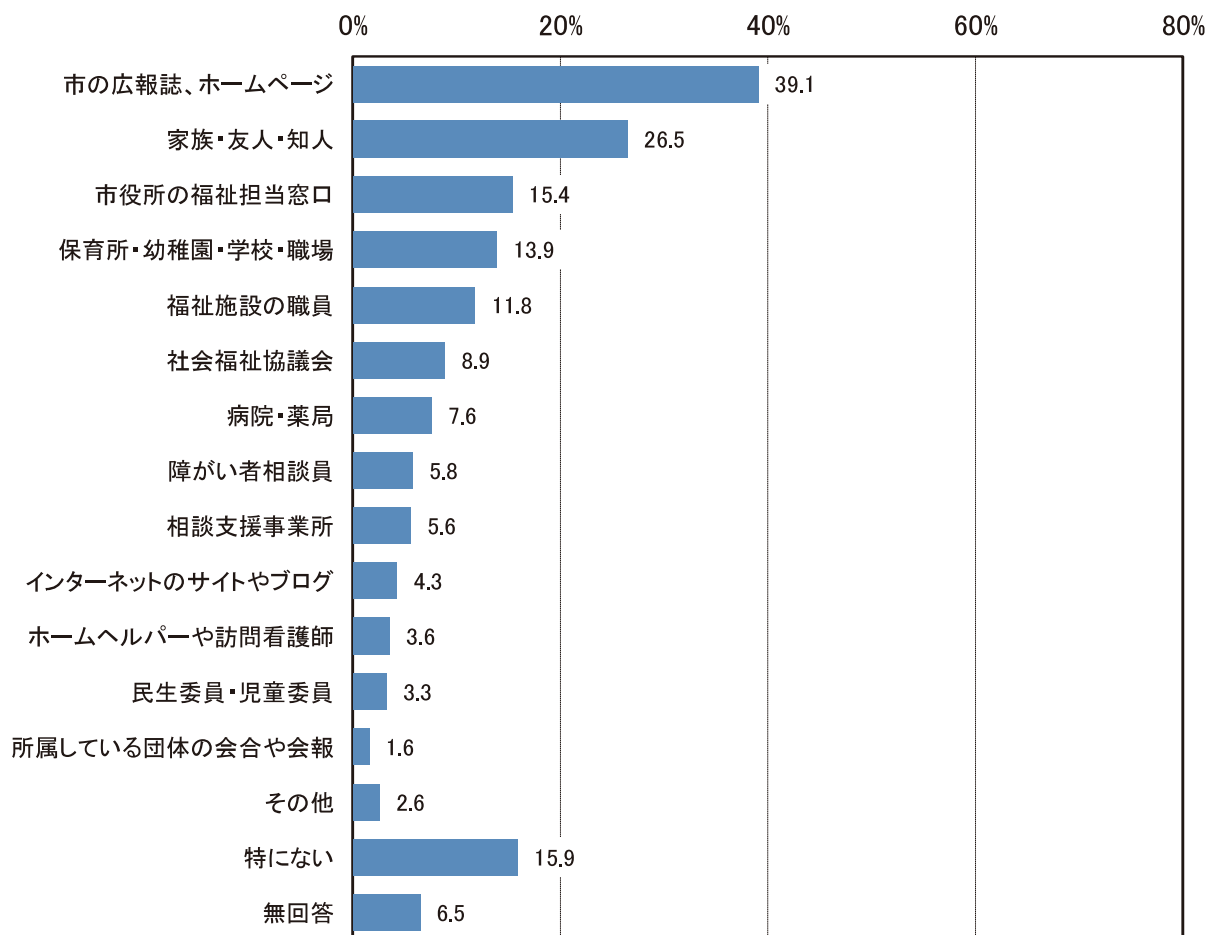
市が実施している福祉施策についての情報を、「市の広報誌、ホームページ」から入手する障がい者が多いものの、その割合は39.1%に留まっており、「家族・友人・知人」(26.5%)や「市役所の福祉担当窓口」(15.4%)、「保育所・幼稚園・学校・職場」(13.9%)など、様々な入手先から情報を得ていることが分かります。

障がい福祉制度に関する情報等、複雑かつ難解な内容は、むやみに情報量を増やすことでかえって分かりにくくなることもあり得ます。障がい者が必要とする情報を、簡潔に、より分かりやすく伝えられるよう配慮していきます。

図表 28 携帯電話やメール，インターネットの利用状況（年齢別）



図表 29 市が実施している福祉施策についての情報の入手先



計:1,349人

第4章 総社市は障がいの者の「自立」に責任をもちます

(1) 情報アクセシビリティの向上

施策名	内容
コミュニケーション手段の充実	手話通訳者、要約筆記者等の養成・派遣を促進し、障がい者のコミュニケーションを支援します。
ITの利用啓発	インターネット、スマートフォンなどの情報機器の利用普及を支援し、障がい者の社会参加の促進に努めます。
多様な手段による情報提供の充実	各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉に関する様々な情報資料については、広報紙で周知します。また、市ホームページを活用した情報提供の更なる充実を図ります。さらに、できるだけ多くの人に情報提供できるよう配慮します。